

発注基準の主な改正内容について

(令和6年6月)

1 建設工事等

(1) 技術者の変更について

国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルにおいて、技術者の変更の一般的な条件として、

- ①「真にやむを得ない場合」
- ②「受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合」
- ③「工場から現地へ工事の現場が移行する場合」
- ④「工事工程上技術者の交代が合理的な場合」

と記載されているが、本市の運用基準等には、①の記載しかない。同マニュアルに、「公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし」とされている。

本市では工場製作期間を伴う工事について、技術者の変更を認めており、③については、あらかじめ条件を明示する必要があるため、必要な規定を整備する。

(2) 総合評価方式特別簡易型の試行について

総合評価方式一般競争入札の対象基準に該当する案件のうち、予定価格が比較的少額のものや工事内容が簡易なもの等、技術提案を求める必要性が乏しいと思われるものについて、総合評価方式特別簡易型を試行する。

【特別簡易型とは】

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

(3) その他

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。

2 測量調査等設計業務

発注基準内に記載の年・年度について、更新する。